

パブリックコメント手続制度の概要

○目 的

計画等策定時に、市民の声を反映する機会を保障し、意見の提出を通して市政へ参加していただき、市民との協働による開かれた市政の運営の実現を図る。

検討・構想の段階における市の考え方などを公表し、市民の声を反映することにより、市の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図る。

『市民の市政への参画の促進』 + 『市の説明責任の履行』 = 『公正で民主的な一層開かれた市政の推進』

○対 象

意見などを提出できる対象は、市民等とする。

意見などを求める施策などの対象は、市政全般における政策の基本的事項を定める計画や市民の権利を制限し、又は義務を課す制度等の制定及び改廃。

○手 続

市民の意見などを求める広報は、広報誌やウェブサイト（ホームページ）への掲載、情報コーナーや担当課等での閲覧とする。

意見の提出方法は、書面による窓口への提出、郵送、電子メール、又はファクシミリなどとし、氏名、住所の記名方式とする。

提出された意見を考慮して市の意思決定を行い、提出のあった意見は、市の意見を付けて広報誌、ウェブサイト（ホームページ）などで公表する。

○規定の形式

市民参加手続の保障、制度の安定性を図る観点から条例化という選択肢も考えられるが、制度に柔軟性を持たせるため要綱により規定することとする。